

## 地域密着型サービス事業者の運営指導における指摘事項等について

### 1. 令和 5 年度運営指導状況

地域密着型サービス事業所 6事業所

#### 【基準規則】

宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則  
(平成 25 年 3 月 27 日規則第 12 号)

#### 【参考】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生省令第 34 号)、
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号)

※令和6年度運営指導より、地域密着型サービス事業所においても、厚生労働省のホームページに掲載されている【運営指導マニュアル・確認項目一覧】を基に作成した独自の自己点検表の提出をお願いしています。

運営指導の標準化・効率化のため、自己点検表には重要な事項を厳選して掲載していますが、掲載されていない基準や関係法令等についても、再度確認し遵守してください。

**2. 令和 5 年度運営指導における主な指摘事項****■登録定員および利用定員（規則第80条）**

<指摘事項>

- 宿泊サービス者数が現状に即していなかった。

<<ポイント>>

- ◎運営規程と重要事項説明書の定員数に齟齬が無いか確認しましょう。

**■内容及び手続きの説明及び同意（規則第56条の19、規則第7条準用）**

<指摘事項>

- 運営規程と重要事項説明書で「利用料その他の費用の額」の記載内容に差異が確認された。

<<ポイント>>

- ◎運営規程や重要事項説明書の内容を精査し、齟齬がないか確認しましょう。

**■サービスの提供記録（規則第 109 条）**

<指摘事項>

- 介護保険被保険者証の「介護保険施設等」の欄が無記入なのが確認された。

<<ポイント>>

- ◎入居に関しては入居及び入居している共同生活者の入居の年月日と名称、退居に関しては退居の年月日を被保険者証に記載する必要があります。

**■指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針（規則第56条の8）**

<指摘事項>

- アセスメントの実施が不明瞭なケースが確認された。

<<ポイント>>

- ◎アセスメントの記録は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載する必要があります。

**■居宅サービス計画の作成（規則第88条）**

<指摘事項>

- 利用計画作成日や利用者同意のサイン日及びサービス利用日等の日付の齟齬が確認された。

<<ポイント>>

- ◎指定居宅介護支援基準第13号各号に掲げる具体的取組方針に沿ってサービス提供までの流れ等を確認する必要があります。

**■小規模多機能型居宅介護計画の作成(規則第91条)****<指摘事項>**

- 計画書の説明、同意及び交付を行っているか不明瞭な事例が確認された。
- サービス提供のために必要な居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画において、片方だけの作成となっている事例が確認された。

**<<ポイント>>**

- ◎利用者への説明、同意及び交付日等は必ず明確にする必要があります。
- ◎適切なサービス提供のために、両方の計画を作成する必要があります。

**■勤務体制の確保等(規則第103条、規則第56条の12準用)****<指摘事項>**

- 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置が講じられているか確認できなかった。
- ハラスメント相談窓口が不明瞭で確認できなかった。

**<<ポイント>>**

- ◎事業所におけるハラスメント防止の方針等の整備については、令和3年度法改正において経過措置なく義務化されています。
- 各事業所で方針等を定めて、従業員に周知しておく必要があります。

**■運営規程(規則第56条の11、規則第116条)****<指摘事項>**

- 運営規程及び重要事項説明書、パンフレットに記載されている料金に差異がある箇所が見られた。
- 従業者の就業環境が害されることを防止するための明確な方針が確認できなかった。
- 重要事項説明書に記載されている従事者の職種、員数及び職務内容について職員数が現行と違うことが確認された。

**<<ポイント>>**

- ◎運営規程の変更は、市に変更届を提出して行う必要があります。
- ◎事業所内でのセクハラ・パワハラ等を防止するため、方針の明確化等が必要です。
- ◎重要事項説明書に記載されている内容を確認する必要があります。

**■非常災害対策(規則第56条の14、規則第122条、第97条準用)****<指摘事項>**

- 作成されているマニュアル内に訂正を要する箇所が確認された。
- 消防計画に訂正を要する箇所が確認された。
- 非常災害に関する具体的計画を立てて避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないが防災訓練が未実施だったことが確認された。

## 《ポイント》

- ◎非常災害に関する計画は、事業所ごとに責任者を置き、具体的な計画を立てておく必要があります。また、内容は常に最新の状態に更新しましょう。
- 防災訓練や避難訓練は、定期的を実施して下さい。

## ■広告（規則第122条、第34条準用）

## ＜指摘事項＞

- パンフレットの記載内容に誤表記が確認された。

## 《ポイント》

- ◎表記の誤り等無いか見直して下さい。

## ■苦情処理（規則第103条、規則第36条準用）

## ＜指摘事項＞

- 事前に提出された苦情処理マニュアルと実際のマニュアルと違っていたことが確認された。
- 苦情処理マニュアルが不十分だった。

## 《ポイント》

- ◎事前に提出する資料等の確認をすることが必要です。
- ◎苦情を受け付けた際は適切に対応するとともに、受付から解決までの記録の整備が必要になります。担当者等の情報は常に最新の状態にしましょう。

## ■地域との連携（規則第103条、規則第122条、第56条の16準用）

## ＜指摘事項＞

- 運営推進会議の開催が不十分だった。

## 《ポイント》

- ◎運営推進会議は毎年定期的を開催することが必要です。
- コロナウイルス感染拡大防止のための書面開催取り扱いは、令和5年5月末で終了しています。令和5年6月1日以降は通常通りの開催が必要となっておりますので、状況に応じ適切な感染対策を実施した上で開催するようお願いいたします。

## ■記録の整備（規則第102条）

## ＜指摘事項＞

- 備品台帳の整理が不十分であることが確認された。

## 《ポイント》

- ◎備品台帳には購入日や廃棄日等も記載し、現在使用中のものと廃棄済みのものが分かるようにしてください。

### 3. 第三者評価の実施状況について

平成30年に介護保険サービスに係る基準通知の一部が改正され、「内容及び手続きの説明及び同意」の項目に追加がありました。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、提供するサービスの第三者評価の実施状況をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明することが義務づけられました。

※第三者評価とは「福祉サービス第三者評価」といい、都道府県が認証した第三者機関が事業所におけるサービスの質について客観的・専門的立場から評価するものです。

※提供するサービスの第三者評価の実施状況とは、「実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」です。

→第三者評価を受けること自体は義務ではありませんが、第三者評価を受けているか(実施しているか)否かについて、重要事項として説明する必要があります。

評価を実施していない場合でも、「実施していない」ことを重要事項説明書等に記載してください。